

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日か、その翌日)

## 目 次

◇告 示 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

鳥取県松くい虫被害対策実施計画の決定(森林保全課)

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)

(〃) 松くい虫の特別防除の実施(〃)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(七件)(都市計画課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇地労委告示 地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、閥歴等

## 告 示

鳥取県告示第四百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり高尾土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 清治 東伯郡大栄町大字西高尾四八九

〃 徳 岡 勤 東伯郡大栄町大字東高尾四七四

〃 杉 谷 正 幸 東伯郡大栄町大字西高尾四八三一二

〃 池 木 昭 東伯郡大栄町大字東高尾五〇八

〃 長谷川 辰雄 東伯郡大栄町大字西高尾一六二

〃 藤 井 定 明 東伯郡大栄町大字上種二一三

〃 長谷川 俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

〃 森 田 勇 東伯郡大栄町大字東高尾四二九

〃 大 口 正 人 東伯郡大栄町大字東高尾四六七

〃 村 岡 永 久 東伯郡大栄町大字東高尾四三九

監事 村 岡 徹 雄 東伯郡大栄町大字東高尾三三五一一

〃 長谷川 正 孝 東伯郡大栄町大字西高尾四六〇

平成四年四月一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 清治 東伯郡大栄町大字西高尾四八九

〃 村 岡 美喜雄 東伯郡大栄町大字東高尾五三八

杉谷 正幸 東伯郡大栄町大字西高尾四八三―二  
 池本 昭 東伯郡大栄町大字東高尾五〇八  
 長谷川 辰雄 東伯郡大栄町大字西高尾一六二  
 藤井 定明 東伯郡大栄町大字上種二―三  
 長谷川 俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一  
 森田 勇 東伯郡大栄町大字東高尾四二九  
 大口 正人 東伯郡大栄町大字東高尾四六七  
 村岡 永久 東伯郡大栄町大字東高尾四三九  
 村岡 徹雄 東伯郡大栄町大字東高尾三三五―一  
 監事 長谷川 正孝 東伯郡大栄町大字西高尾四六〇  
 平成四年四月二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を定めたので、同条第四項の規定により告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

イ 鳥取市、倉吉市、米子市、岩美郡国府町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、東伯町及び赤碓町、西伯郡中山町、名和町、大山町、日吉津村、淀江町、岸本町、会見町及び西伯町並びに日野郡溝口町、江府町、日野町及び日南町の各一部（別紙のとおりとする。）  
 ロ 鳥取市、気高郡気高町及び東伯郡泊村の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成四年六月二日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるお

それがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあっては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあっては地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農松振興局長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みのないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3により措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置を行った場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十二号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五

条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

- 1 区域  
米子市

2 期間

平成四年五月二十七日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材又は薪炭材であるものも含む。)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、米子地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第四百六十三号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、岩美郡岩美町及び福部村並びに気高郡鹿野町及び青谷町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成四年六月二日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、那家町から八頭中央都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鹿野町から鹿野都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から東郷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第四十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年五月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	パーフェクト7	株式会社平和
〃	アラボーキングダムG	〃
〃	スパニッシュスターF	〃
〃	アツメルシチイ	〃
〃	ウルトラウオーズ7	株式会社三洋物産

〃	ジェットスキー7	〃
〃	バニーガールII	〃
〃	ニューバニーガール	〃
〃	スパイラル2	株式会社大一商會
〃	タッチダウン	〃
〃	セレセー2	〃
〃	ダイナマイト	〃
〃	ライオンレジェンズDII	株式会社三共
〃	ライオンレジェンズDII	〃
〃	パラダイスキング	太陽電子株式会社

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条  
 第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、関  
 歴等を次のとおり告示する。

平成四年五月六日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴	委 嘱 年 月 日
坪倉 徹夫	大正・三〇・二五	米子市博労町四丁目三 四二―五		自宅 〇八五〇三―八三五	米子市助役	平三・三・二七
森田 吉次郎	大正・四・八・二五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員（会長 代理）	自宅 〇八五〇三―四九九	鳥取県代表監査委員	〃
大村 光昭	昭三・一・九	米子市両三柳二九六一 一	公認会計士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 〇八五〇三―四九二 自宅 〇八五〇三―一八三		〃
藤井 俊彦	昭六・七・二七	鳥取市浜坂五丁目四― 八	学校法人鳥取県自動車学校専務理 事	自動車学校 〇八五〇三―二二三 自宅 〇八五〇三―〇五七	鳥取県地方労働委員会事務局長	平三・四・一
勝部 可盛	昭八・三・二四	米子市上福原一四五九 一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	事務所 〇八五〇三―二四九 自宅 〇八五〇三―四〇七		平三・三・二七
田村 康明	昭九・一・二六	鳥取市卯垣四丁目二― 九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 〇八五〇三―四〇九		〃

直野喜光	昭六・一・三	米子市加茂町一丁目二	弁護士	事務所・自宅 〇(八五)三二七三		
山田修平	昭三〇・七・三〇	東伯郡東郷町大字松崎 五九二―三三	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短期大学 〇(八五)〇六一八二 自宅 〇(八五)〇三二二三 事務所 〇(八五)三二八三二 〇(八五)三二五三三	鳥取女子短期大学助教	
山桥幸文	昭三三・三・九	倉吉市仲ノ町七三七― 二	弁護士	事務所 〇(八五)三二八三二 〇(八五)三二五三三		
岡田明	昭三〇・三・九	岩美郡岩美町大字恩志 一六四―一	日ノ丸西濃運輸株式会社勤務	会社 〇(八五)〇六一三三 〇(八五)〇三二二三 自宅 〇(八五)三二八三二 〇(八五)三二五三三	鳥取県労働組合総評議会東部地区 評議会議長 日ノ丸西濃運輸労働組合執行委員	
後藤健夫	昭三三・五・元	米子市尾高一六七五	米子市職員労働組合特別執行委員 鳥取県総評西部地区センター理事 長	市役所 〇(八五)三二七二二 〇(八五)三二四三三 組合 〇(八五)三二四二二 〇(八五)三二六二二	鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会議長 米子市職員労働組合執行委員 長 鳥取県地方労働委員会委員	
山田篤	昭二四・一・六	鳥取市浜坂五丁目四― 二〇	鳥取県高等学校教職員組合執行委 員長	組合 〇(八五)三二四二二 〇(八五)三二六二二	鳥取県高等学校教職員組合執行委 員長	
広藤強	昭二四・九・六	鳥取市吉方一八三	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇(八五)六一六〇五 〇(八五)六一四〇五 自宅 〇(八五)六一四〇五	全通信労働組合鳥取地区本部委員 長	
竹中安明	昭二四・九・四	鳥取市西町三丁目三〇 一	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長 中国電力労働組合鳥取県本部長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇(八五)六一七二六 〇(八五)六一九四〇 自宅 〇(八五)六一九四〇	鳥取県労働組合同盟会長	
桜田憲昭	昭二五・四・六	鳥取市津ノ井二八四― 八	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会会長 全国金属機械労働組合日立フェラ イト支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇(八五)二四一七五〇〇 〇(八五)二四一七五〇〇 自宅 〇(八五)二四一八〇〇	鳥取県労働組合総評議会東部地区 評議会副議長 全国金属機械労働組合日立フェラ イト支部副執行委員長 日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長	
大木戸武敏	昭三三・四・六	鳥取市立川町六丁目五 三四	日本労働組合総連合会鳥取県連合 会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委 員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇(八五)三二二三四 〇(八五)三二二三四 自宅 〇(八五)三二四四四	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合副中央執行 委員長 日本労働組合総連合会鳥取県連合 会会長	
笠見猛	昭三三・八・三	倉吉市中野二一四	全日本自治団体労働組合鳥取県本 部書記長 鳥取県総評センター理事 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇(八五)四一八五二 〇(八五)四一八五二 〇(八五)六一〇九二	全日本自治団体労働組合鳥取県本 部副執行委員長	



油木 桓志	大二・一・五	米子市東町一三	米子信用金庫副理事長	金庫 〇(八五)三三―三四二 自宅 〇(八五)三三―三四五	米子信用金庫専務理事	"
田中 和夫	大二・九・〇	八頭郡用瀬町大字安蔵 三四三	鳥取県経営者協会会長 鳥取県社会福祉協議会会長 鳥取信用金庫相談役 鳥取県地方労働委員会委員	協議会 〇(八五)七〇―七三三 自宅 〇(八五)〇七―三三三	鳥取信用金庫理事長	"
西谷 昇	大三・四・五	倉吉市越殿町一四〇五 一三八	鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタン卜株式会社 代表取締役社長	会社 〇(八五)六六―一四二 自宅 〇(八五)〇三―五五〇	西谷測量株式会社代表取締役社長	"
小林 繁	大五・七・四	米子市皆生一六六一― 五四	鳥取県経営者協会西部支部副支部長 米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇(八五)元―〇三三 自宅 〇(八五)〇三―三四四	株式会社米子鉄工所取締役	"
山住 省二	昭二・一・〇	八頭郡用瀬町大字用瀬 四八八	鳥取商工会議所専務理事	会議所 〇(八五)六六―六六六 自宅 〇(八五)〇七―二九九	鳥取県国民体育大会事務局長	"
高田 勝之助	昭四・二・五	鳥取市桜谷六〇三	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 〇(八五)三三―三四四 自宅 〇(八五)六六―三三三	日本放送協会鳥取放送局副局長	"
村上 博太	昭五・六・六	米子市上後藤八丁目七 一三二	米子商工会議所専務理事	会議所 〇(八五)三三―三三三 自宅 〇(八五)元―四三七	米子商工会議所理事兼事務局長	"
河田 賢一	昭六・〇・九	倉吉市住吉町九八	鳥取県経営者協会中部支部支部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇(八五)〇三―一六六 自宅 〇(八五)〇三―一六六	株式会社河田組専務取締役	"
永瀬 正治	昭〇・六・〇	米子市宗像四五―一九	鳥取県経営者協会常任理事 米子商工会議所副会頭 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇(八五)三三―三三六 自宅 〇(八五)六六―三六三	株式会社永瀬石油店専務取締役	"
児嶋 祥悟	昭六・四・九	鳥取市美萩野一丁目一 三八	鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長	会社 〇(八五)元―〇三〇 自宅 〇(八五)元―〇三〇	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	"
内田 良弘	昭九・六・四	鳥取市湯所町一丁目三 八四―二	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 〇(八五)六六―七五七 自宅 〇(八五)三三―六三三	鳥取県自治研修所長	平三・四・一